

第2238回例会

4月21日(木) ぐもり / 12:30 ~ 13:30 [松魚亭]

1. 講話

金沢市福祉健康局担当局長兼保険所長、
金沢広域急病センター管理者
越田 理恵 氏
「金沢で学生生活を過ごし、家庭を持ち
仕事を続けてきた幸せ」



2. 出欠

出席 26名 欠席 14名

3. 新会員紹介

宮毛 二郎君 (紹介者 水巻君、喜多君)



4. 幹事報告

5. ニコニコボックス

水巻君、喜多君
宮毛さん当クラブへの加入ありがとうございました。越田
先生の卓話楽しみです。

中村(實)君
越田先生の卓話楽しみに致しております。私の妻と同郷の
福井出身との事 なんだか親しみを感じます。

畠 君
越田先生の卓話楽しみです。ご無理をお願いしました。今
日は越田先生ちむどんどんです。 ちむは心、どんどんは
ワクワクです。

木下君
門前櫛比敬友会に全自動麻雀卓を寄贈したら感謝状を頂き
ました。

宮毛君
新入会員の宮毛です。よろしくお願いたします。

合計 13,000円 (累計 380,000円)

第2239回例会

4月28日(木) 晴れ / 12:30 ~ 13:30 [松魚亭]

1. 講話

金沢東署 生活安全係長
小森 裕子 氏
「特種詐欺被害に遭わないために」



2. 出欠

出席 29名 欠席 12名

3. 幹事報告

4. ニコニコボックス

水巻君、喜多君
小森先生の講話楽しみです。被害ゼロを祈念して
おります。 ゴールデンウィーク事故のないように!!

中村(實)君
小森先生の講話を楽しみにしております。
今晚、戦略委員会・50周年委員会・広報委員会の合同炉辺
会合が金沢茶屋にて開かれます。お忘れなく!!

畠 君
ゴールデンウィークに最速の見直しを完成させようと取組
み、前段階を事務局に依頼しました。

内堀君
小森さん今日の卓話たのしみしています。
本日の講師小森様ようこそ。今日の卓話が役に立つと思
います。よろしくお願いたします。

合計 9,500円 (累計 389,500円)

5月出席率 89.17%

第2240回例会

5月12日(木) 晴れ / 12:30 ~ 13:30 [松魚亭]

1. 講話

石川県西田幾多郎記念哲学館専門員
中嶋 優太 氏
「西田幾多郎の哲学」



2. お誕生日祝い

越田君 (6日)、木村(功)君 (18日)、
宮毛君 (20日)、松本君 (23日)

3. ご結婚記念日祝い

喜多君 (4日)、野村君 (17日)、内堀君 (19日)、木村(康)君 (20日)

4. 出欠 出席 27名 欠席 14名

5. 幹事報告

・馬場貢会員 旭日双光章受章の件

6. ニコニコボックス

水巻君、喜多君
中嶋先生のお話楽しみにしていました。五月も中
旬になりましたが声の調子はイマイチです。

中村(實)君
中嶋先生のお話し楽しみにしております。どうぞよ
ろしく!! 馬場会員の受章おめでとうございます。

畠 君
中嶋先生の西田哲学楽しみです。少し触れてみたい。
内堀君
中嶋様本日の講話に来ていただきありがとうございます。
「西田幾多郎の哲学」のお話し楽しみです。

松本君
八十回目の誕生日です。
大村君
馬場貢君 旭日双光章受章おめでとうございます。当クラ
ブの誇りです。

越田君
誕生日ありがとうございます。
合計 15,000円 (累計 404,500円)

国際ロータリー第2610地区 2021-2022地区大会

5月15日(日) ぐもり [加賀屋 あへの風]

石川、富山のロータリアン約 1,100名が
一堂に会しました



第2241回例会

5月19日(木) 晴れ / 12:30 ~ 13:30 [松魚亭]

1. 講話 企画委員会

「てんびんの詩」DVD 鑑賞

2. 出欠

出席 23名 欠席 18名

3. RLIパートⅢ 修了 喜多利行君

4. お祝い 木村功一君 (ご子息結婚)

5. ニコニコボックス

水巻君、喜多君
久々の気持ち良い朝を迎えましたがノドの調子はイマイチ。
本日は畠委員長の VTR 講義、イヤイヤ DVD でした。

中村(實)君
「てんびんの詩」、商売の心得・教育について勉強させて頂
きます。

畠 君
定款の改正案まとめました。理事会に上程します。
内堀君
本日の DVD 鑑賞・近江商人の話楽しみです。

馬場君
この春、はからずも旭日双光章受賞の栄に浴しました。
皆様の長年にわたる心温かなご指導、ご支援の賜と深く感謝
申し上げます。近々例会にも出席したいと思っています。

木村(功)君
5月14日 次男峻也が結婚しました。お陰様で、肩
の荷が一つ下りました。 5月18日の誕生日にお花を頂き
ました。ありがとうございます。

合計 44,000円 (累計 448,500円)

6月予定

金沢市内 RC の例会変更は各クラブホームページでご確認いただくか、
事務局へお問い合わせください。

- 6月16日(木) 例会
- 6月23日(木) 休会 (地区大会振替)
- 6月30日(木) 最終夜間例会 18:30 ~ 松魚亭

● 会長 / 水巻 啓光 ● 会長エレクト / 小泉 幸雄 ● 副会長 / 山上 公介
● 幹事 / 喜多 利行 ● 副幹事 / 木村 康徳 ● 会場監督 / 野村 眞一郎 ● 会計 / 松田 光代
● クラブ会報委員長 / 的場 晴次

● 会員数 / 42名 ● クラブ設立 / 昭和 48年 10月 3日
○ 例会日 / 木曜日 12:30 ~ 13:30
○ 例会場 / 松魚亭 金沢市観音町 3-4-45 TEL:076-252-2271 FAX:076-252-2273

金澤北ロータリークラブ



発行 2022.6.9th

No. 986

事務局 / 金沢市大手町15番15号 金沢第2ビル4階
TEL:076-254-6368 FAX:076-254-6395
E-mail:office@kanazawa-north.jp
HPアドレス:http://www.kanazawa-north.jp



第71回金沢百万石まつり「加賀鳶」

撮影: 的場会員

「士業（さむらい業）とは

会 員 的 場 晴 次

一般的に士業（さむらい業）と言われる業種で法律関係の弁護士・司法書士・行政書士を簡単に纏めてみました。ここに紹介しました士業は法律でその所属する団体に資格を登録した者しか、その業務を行えない独占業務として法律で認められており、無資格者がその業務を行うことは法律で禁止されています。

弁護士法

（弁護士の使命）

第一条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

（弁護士の職務）

第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

（非弁護士の虚偽標示等の禁止）

第七十四条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

（虚偽登録等の罪）

第七十五条 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第五条の二第一項の規定による申請において、第五条第一号又は第三号に規定する職に在つた期間、同条第二号に規定する職務に従事した期間及び同号の職務の内容その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同条の認定をさせた者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

司法書士法

（司法書士の使命）

第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。

（業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。)を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。)において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。)、再審及び強制執行に関する事項(ホに掲げる手続を除く。)については、代理することができない。

以下省略

2 前項第六号から第八号までに規定する業務(以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了し

た者であること。

二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。

三 司法書士会の会員であること。

3 以下省略

8 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

第七十四条 司法書士となる資格を有しない者が、日本司法書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして司法書士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

行政書士法

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出

する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。)に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。)について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(以下「特定行政書士」という。)に限り、行うことができる。

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 省略

（名称の使用制限）

第十九条の二 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

3 行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。